認定申請書（新１号用）記入例【表面】

≪ 全ての保護者が記入し、区（園経由）に提出する書類 ≫

収受欄

記入例
(新1号用)

令和元年度

施設等利用給付認定申請書(新１号用)
兼私立幼稚園等保護者補助金交付申請書　兼口座振替依頼書

世田谷区長 あて

令和 元年８月３日

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第１６条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の住民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供ことがあります。
3. 施設等利用費は、世田谷区が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
4. 認定事務が集中した場合は、審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第３０条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定及び私立幼稚園等保護者補助金の交付を取り消すことがあります。
6. 認…育事業)の利用がある場合は、本認定の申請は
7. …姉妹の保育所通園状況等について、公簿で…し、補助金交付対象者であることを幼稚園等

以…
等利…
基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定と私立幼稚園等保護者補助金の交付を申請します。また…
保護者補助金の交付が決定された場合は、下…口座に振り込んでください。
※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実…する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供…
200日未満のいずれかの要件に該当する場合…利用可能な認可外保育施設を含みます。

申請者は世田谷区に住民登録があり、園児と同一世帯に属している保護者となります。
※ 平成３１年４月１日以降に住民登録の変更（転入・転出等）があった場合の申請者は、園児と変更月が同一の方となります。

申請者は振込指定口座の名義人と同一となります。フリガナの記入をお願いします。
※ 口座名をアルファベットで登録している場合は、アルファベットを記入してください。

同じ世帯で２名以上の園児の申請をする場合は、申請者は同一としてください。

※注意　上半期（４～９月）の申請書をすでにご提出されている方は申請者（保護者・口座名義人）は上半期（４～９月）と同じ方にしてください。

申請印は朱肉使用の印鑑を押印してください。
※ ゴム印やインク浸透印（朱肉のいらない印）等は使用しないでください。
※ 金融機関の届印以外の印鑑（認印）で可。

申請者（保護者・口座名義人）※入園（予定）時点で申請子どもと同居している	フリガナ（カナ名義）	セタガヤ　タロウ	申請子どもとの続柄：父
	氏名	世田谷　太郎　印	
	振込口座	●●銀行・信用金庫・農協・信用組合　●●支店・出張所	
	※未登録・変更ありの方のみ	金融機関コード 1234　支店コード 567	※4～9月分補助金申請時に登録済の方は記入不要です。
		口座番号（右つめ） 987654	
	住所	〒 154 － 8504　世田谷4－21－27　世田谷ハイツ888号	
	勤務先が区外の場合　区内入園後の住所	〒　－	
		090－1234－5678（続柄：母）□自宅 □携帯 □勤務先	② 03－5432－12 □自宅 □携帯 □勤務先
		セタガヤ　サクラ	生年月日
		世田谷　さくら	
	現住所	※申請者と異なる場合のみ記載	

※注意
上半期（４～９月）の申請書をすでにご提出されている方は振込口座の記入は不要です。上半期（４～９月）と同じ口座に振り込む予定です。

補助金の振込みを希望する「金融機関名・支店名・金融機関コード・支店コード・口座番号」を記入してください（金融機関コードが不明な場合は空欄のままで結構です）。
※申請者名義の普通預金口座のみ指定可能です。
※一度指定された口座は、やむを得ない理由のない限り、年度途中に変更することはできません。

幼稚園等を退園されても令和２年６月までは口座を残しておいてください。

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部

フリガナ	ウサギヨウチエン	所在地	〒 ●●● － ●●●● TEL △△△ －
施設名	うさぎ幼稚園		世田谷区●●1－1
園コード		入園（予定）日	平成３１年
就園整理番号		歳児	満３歳 ・ 年少 ・ 年中 ・ 年長

園コード、就園整理番号は記入不要です

※裏面も必ずご記入ください

認定申請書（新１号用）記入例【裏面】

ひとり親世帯等(※下記参照)に該当する場合、必要書類を申請書に同封される場合は、各チェックボックスにレをつけてください。

世帯の状況(園児以外の世帯員について全てご記入ください。)

ひとり親世帯等に該当□　提出書類あり□

	氏　名	生年月日	続柄	備考(幼稚園児、保育園児は通園施設名を記入)
1	世田谷 太郎	大・(昭)・平・令　56・3・15 生	父	
2	世田谷 花子	大・(昭)・平・令　58・5・20 生	母	
3	世田谷 一郎	大・昭・(平)・令　25・7・18 生	兄	けやき保育園
4	世田谷 二郎	大・昭・(平)・令　26・10・1 生	兄	うさぎ幼稚園
5		大・昭・平・		
6		大・昭・平・		
7	※現在、園児と同居していない保護者（			1日時点で世田谷区に い場合、税額の確認ができる書類の提出が必要となります。
		大・昭・平　　生		
	住 所			

※幼稚園、保育所等の幼児施設に在園する幼児がいる場合は施設名を記入してください。
※園児とは別世帯に兄姉がいる場合は、その旨を記入し、子ども育成推進課までご連絡ください。

平成３１年１月１日時点で世田谷区に住民登録がない方は記入し、税額の確認ができる書類の添付状況について、該当するチェックボックスにレをつけてください。
税額の確認ができる書類が幼稚園等の提出期限までに揃わない場合は「後日提出します」にレをつけ、申請書のみを幼稚園等に提出し、書類は用意でき次第、子ども育成推進課に提出してください。

平成３１年１月１日時点で世田谷区に住民登録がない

世田谷区への転入日	平成31年 3 月 10 日	前住所	
平成３１年１月１日時点で住民登録があった住所地での税額の確認ができる書類を ☑添付しました。　□添付しません。　□後日提出します。			

園児の扶養者で単身赴任中の方や現在世田谷区に住民登録がない方、区内で別居されている方がいる場合には、こちらに記入してください。
なお、平成３１年１月１日の時点で世田谷区に住民登録がない方については、税額の確認ができる書類の提出が必要です。
※７頁『「平成３１年度（２０１９年度）の区市町村民税を確認することができる書類」について』参照。

○「ひとり親世帯等」とは
保護者又は保護者と生計を一にする世帯に属する方が、以下の①～⑥のいずれかに該当する世帯です。

① 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による配偶者のない方で現に児童を扶養している方
② 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
③ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳（東京都の場合は愛の手帳）の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の方に限る。）
⑥ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の方に限る。